

(案)

平成 26 年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会
委員長 片岡 仁美

意 見 書

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに係る業務方法書、中期計画及び役員に対する報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項、第 26 条第 3 項及び第 56 条第 1 項で準用する第 49 条第 2 項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第 22 条第 1 項の規定に基づく業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第 26 条第 1 項の規定に基づく中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 3 法第 56 条第 1 項で準用する第 48 条第 2 項の規定に基づく役員に対する報酬等の支給基準については、意見の申し出はない。

以上